

【勤務地：東京都新宿区】

期間業務職員の採用について

内閣官房内閣情報調査室では、期間業務職員を次のとおり募集いたします。

<u>職 種</u>	一般事務
<u>雇用形態</u>	非常勤
<u>雇用期間</u>	平成30年4月1日から平成31年3月31日 ※ 採用後、1ヶ月間は条件付採用期間となります。 ※ 雇用期間終了後、勤務成績等により更新することも可。
<u>資 格</u>	高校卒業以上で、パソコン（ワードプロセッサソフト及び表計算ソフト（Word、Excel等））が扱える方 なお、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 成年被後見人、被保佐人 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
<u>就業時間</u>	8：30～17：15 ※ 業務内容によっては時間外勤務を伴うことがあります。
<u>休憩時間</u>	12：00～13：00までの60分
<u>給 与</u>	日給月給制
<u>日 給</u>	8，150円～9，790円／日（経験年数による） その他に賞与、通勤手当（月額55，000円以内）、住居手当（月額27，000円以内）、超過勤務手当あり。
<u>退職手当</u>	一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。
<u>休 日</u>	土日祝日
<u>休 暇</u>	年次休暇10日（半年経過後に付与。再採用時に繰越可）

<u>就業場所</u>	東京都新宿区
<u>加入保険</u>	雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入。 ※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。また、再採用により引き続いて1年を超えて勤務した場合、国家公務員共済組合法が適用され、健康保険、厚生年金保険は適用除外となります。
<u>職務内容</u>	一般事務の補助（パソコン入力、ワープロ・表計算等による文書の作成）及び雑務（コピー、資料整理等）
<u>採用人数</u>	若干名
<u>応募要領</u>	市販の履歴書（カラー写真貼付）に必要事項及び志望動機（200字程度）など身上事項を記載の上、封筒には「一般事務①応募」と記載し、次の宛て先まで郵送願います。 ※ 応募書類は返却いたしません。
<応募書類の宛先> 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町9-13 内閣官房 内閣情報調査室 内閣衛星情報センター 管理部総務課 期間業務職員採用担当	
<お問い合わせ等について> ※ <u>採用に関するお問い合わせは、FAXのみお受けいたします。</u> <u>FAX 番号：03-3267-9547</u> 質問事項、氏名、連絡先を明記の上、上記 FAX 番号宛にご送付ください。受領後、担当者よりご連絡させていただきます。 （お電話によるお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご遠慮頂きますよう予めご了承ください）	
<u>募集期限</u>	<u>平成30年1月31日（水）必着</u> ※ ただし、募集期限前に受付を終了する場合があります。
<u>試 験</u>	書類選考後、合格者に対し面接試験を行い、合否を決定します。 ※ 書類選考合格者に対してのみ、面接試験の日時等を連絡いたします。